

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	市民生活部 滞納整理課
委託業務番号	令和4年度 長整第1号
委託業務名称	長浜市滞納整理支援システム保守業務委託
委託業務場所	長浜市八幡東町632番地 長浜市役所
業務の概要	長浜市役所滞納整理課(外、税務課、保険年金課、高齢福祉介護課、幼児課、各支所)で運用している、滞納者の督促から納付交渉、滞納処分、公売に至るまでの情報を一元管理し、進行管理の徹底を図るための滞納整理支援システムの正常な動作を維持するための保守業務
履行期間	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日
契約年月日	令和4年4月1日
契約額(税込)	4,818,000円
契約の相手方	[所在地又は住所] 京都市中京区烏丸通二条上ル蒔絵屋町260番地 [商号又は名称] 京都電子計算株式会社
契約相手方の選定理由	滞納整理支援システムは、京都電子計算株式会社が開発・保守管理を行っているCOKAS-R/AD2(基幹系住民情報システム)の基盤上で稼働しており、当該基盤の情報は他の事業者には公開されていないことから、本業務の受託者は、京都電子計算株式会社をおいて他にないため。
根拠規定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>